

マイナンバーカードの普及とマイナンバーの利活用促進等を求める意見書案  
に対する反対討論 (7月4日)

日本共産党の山本のぶひろです。マイナンバーカードの普及とマイナンバーの利活用の促進等を求める意見書案に対する反対討論を行います。

マイナンバーカードの取得はあくまで任意であります。ただ、政府はマイナンバーカードの普及促進に相当な力を傾注しています。新型コロナ関連の特別定額給付金の支給に際しては、それに乗じて当初は利用を想定していなかったマイナンバーを無理矢理持ち込み、結果的に逆に給付金の支給に混乱を引き起こしてしまったという事態も、記憶に新しいところであります。なかば強引なやり方を用いてまでカード普及を一気に進めようということではないでしょうか。マイナンバーカードの普及率は5月5日時点で30%に達したとのことでありますが、ただこの数字も、カード普及がなかなか進まないということで政府が公務員等にカードの一斉取得を推奨したり、カードを活用したものにポイントを付与する制度を導入したり、市町村にカード普及促進のために必要な財政支援を行うなど、あれやこれやの施策を短期間のうちに次々打ち出してきたことによるものであります。カード交付開始から5年半が経過しますが、普及率がなかなか進まないのは国民があえてカード取得の必要性を感じておらず、また個人情報漏洩に対する懸念もあるからではないでしょうか。

政府と財界がマイナンバーカードの全国民取得に躍起になるのは、デジタル政府・デジタル社会構築の大前提と位置付けているからであります。行政手続き、年金や公金の給付、学校教育での活用、各種免許や国家資格証など生活のあらゆる分野でマイナンバーカードを使ったデジタル化を進めようとしています。こうしたデジタル化の推進によって、個人の所得や資産、医療、教育など膨大な個人情報のデータが国家により管理されることとなります。そのねらいは、社会保障の給付を抑制し、国の財政や大企業の負担を減らすところにあるということが明らかになっています。実際、マイナンバー法第一条には、行政運営の効率化及び行政分野におけるより公正な給付と負担の確保、と明記されています。マイナンバーの推進を訴えてきた日本経団連は2004年、一人ひとりの負担と給付を把握するために、社会保障の個人会計化を提言しました。一人ひとりが収めた税や社会保険料の金額と、社会保障として給付された金額とを比較して、自分が収めた税や保険料に見合った分だけの社会保障が提供される、という考え方であります。すなわち国民の権利としての社会保障制度から、一人ひとりの負担に応じた対価としての社会保障制度に変えていこうというところに大きな狙いがあります。その後経団連の会長となった米倉弘昌氏は、マイナンバーを導入するのは、不要あるいは過度の社会保障の給付を回避するためだとあけすけに語っているのであります。

マイナンバーカード推進のもう一つの狙いは、個人情報の民間活用であります。2010年11月の経団連提言では、行政内部だけで管理されていた情報を民間で利活用する、民間サービスとの融合により新たな産業やサービスの創造が可能になるとうたっています。同年の政府与党社会保障改革検討本部会議で取りまとめた大綱では、将来的には幅広い行政分野、民間のサービス業に活用する場面においても情報連携が可能となるよう制度設計を行なう、と明記しています。

個人情報の集積を図るために導入されたのがマイナポータルであります。情報は集積されればされるほど攻撃されやすく、そして一度漏れた情報は取り返しがつきません。個人のデータが本人の知らないところでやり取りされ、プロファイリングやスコアリングされ、いつの間にか本人に不利益な使い方をされてしまう危険性が非常に高まります。

だからこそ、デジタル社会を進めようとするのであれば個人情報保護のルールを強化しなければなりません。そして自分の情報がどう管理され、利活用されているかを知り、意思に反する利用を拒否することができる権利が保障されなければなりません。個人情報の自己コントロール権、プライバシー権の保証が必要不可欠なのであります。ところが今政府が進めているデジタル化は、国民の権利保障に逆行するものだといわざるを得ません。

公的部門において取得された個人情報は、申請や届け出などのさいに義務的に提出されたものがほとんどでありますから、公的部門の当然の務めとして、より厳格に個人情報を保護しなければなりません。ですからこれまで多くの自治体が、個人情報の目的外利用、外部への提供については、個人情報保護条例によって厳しく制限を設けてきたわけでありまして。ところが国会で成立したデジタル関連法は、個人情報保護法制を一元化し、自治体独自の個人情報を守る仕組みを緩和させようとしています。またマイナンバーそのものの利用拡大には法改正が必要となりますが、マイナポータルは法改正の必要なく情報連携を進めることが可能となります。

こうしていま政府は、個人情報保護の規定や考え方を欠落させたまま、マイナンバーの利用拡大によって個人情報を企業の利益にさらすデジタル化を進めようとしているのであります。

提案されている意見書案は、マイナンバーカードの普及とマイナンバーの利活用の促進等を求めるという内容であります。政府からすれば、そんなことわざわざ言われるまでもなく、まさに今前のめりにその方向に突き進んでいるわけでありまして。むしろいま私たちが声を上げなければならないのは、個人情報の自己コントロール権など、プライバシー権を保障するための法整備を国に求めることではないでしょうか。

なお参考までに紹介しますと、日本弁護士連合会・日弁連は今年5月、マイナンバーカード普及策の抜本的な見直しを求める意見書を発表しました。

意見書は、個人番号カードには氏名、住所、マイナンバーなどが表記され、顔写真付きである点を指摘。住基カードや定期券、キャッシュカードなどよりも多くの個人識別情報が載っており、プライバシー保護の観点から著しく後退するものだと批判しています。公務員のカード一斉取得推進策や健康保険証代わりの利用、マイナポイントなど一連の普及策の問題点を指摘したうえで、以下のように訴えています。「政府は、少なくとも現状の仕様のままでの積極的普及には慎重であるべきだ。事実上の強制や一体化する必要性のない他制度機能の取り込み、制度目的と全く関係のない利益誘導などによって、全国民に普及させることを目指すような施策を行なうべきではない」。重く受け止めるべき警鐘ではないかと考えます。

以上のような観点から本意見書案には反対を表明するものであります。